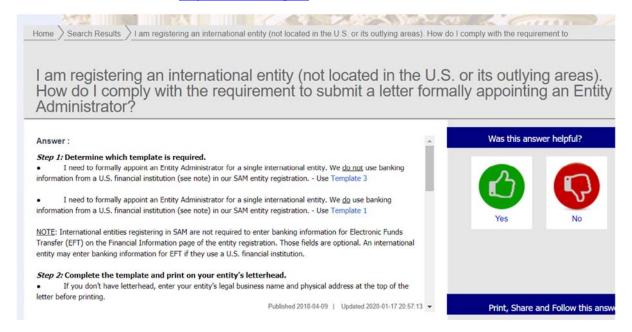
Notarized Letter について

2018 年 6 月 11 日より SAM に新規登録または既存の登録を更新する際に Notarized Letter を Federal Service Desk(FSD)に提出し、FSD が承認しないと登録または更新が完了しないことになりました。FSD のサイトは https://www.fsd.gov/です。

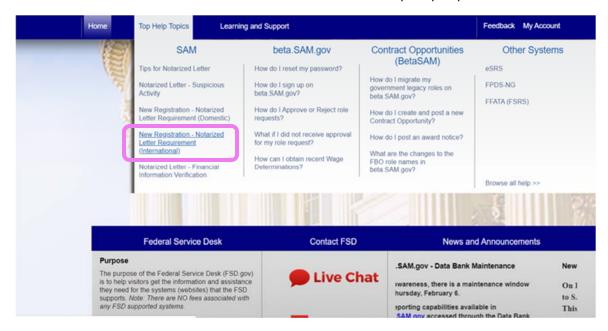


Notarized Letter とは本来公証役場に行き公証人の署名をしてもらうものですが、日本の会社の登録の場合ほとんどは簡素化したものでいいことになっています。

下記の URL 先の FSD の説明によるとアメリカの金融機関を使っていない限り、日本の会社は Template 3(Notary のページがないもの)を使えばいいそうです。Template 3 とは委任状(Power of Attorney)に似たものになっています。会社の代表にあたる人または権限のある人がサインを したものを FSD のページにアップロードし、SAM の Status が Active になるのを待ちます。 Template の中の説明にはレターを郵送するようにと書いてありますが、FSD のページにアップロードするだけでいいとのことです。 入力情報に問題がある場合は FSD から e-mail で連絡が来ますが英文のメールなので迷惑メールとして仕分けされることがよくあります。SAM の登録時または更新時には FSD からのメールが来ているか気を付けて確認するようお願いします。

日本の会社でアメリカの金融機関を使っている場合は Template 1 を使うことになります。
Template 3 と同様に、Template の中の説明にはレターを郵送する指示がありますが、FSD のページにアップロードするだけでいいとのことです。その後は SAM の Status が Active になるのを待ちます。

Notarized Letter についての詳しい説明は FSD サイト内の Top Help Topics をご覧ください。



Template をダウンロードする際には Internet Explorer 以外のブラウザを使わないとダウンロードできないことがありますのでお気をつけください。

今後 FSD のサイトがアップデートし、Top Help Topics からリンクが消えた場合、サーチバーで notarized letter international などのキーワードで説明のページにたどり着くことができます。

